

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
グループホームじゅあんの園介護予防運営規程

平成 24 年 2 月 22 日制定

（沿革）平成 26 年 7 月 18 日第 1 次一部改正

平成 27 年 7 月 17 日第 2 次一部改正

平成 30 年 3 月 9 日 第 3 次一部改正

令和 3 年 6 月 3 日 第 4 次一部改正

令和 5 年 2 月 16 日 第 5 次一部改正

令和 6 年 2 月 14 日 第 6 次一部改正

（事業の目的）

第 1 条 この運営規程は、奥州市社会福祉協議会が設置するグループホームじゅあんの園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「予防共同生活介護」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下、「職員」という。）が要支援 2 の状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 予防共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者（以下、「利用者」という。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指す。

2 施設の運営にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 施設の運営にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 施設の運営にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止及び感染症発生・まん延防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 グループホームじゅあんの園

（2）所在地 奥州市胆沢南都田字石行 30 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に管理者、計画作成担当者、看護職員及び介護職員を置く。

2 職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 共同生活住居（１ユニット）毎に１人

管理者は、共同生活住居における業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設の運営に関し、事業所の職員に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

(2) 計画作成担当者 共同生活住居毎ごとに１人

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護予防計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

(3) 看護師 １人

看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

(4) 介護職員 ７人以上 ただし、業務の状況により、増減する。

介護職員は、介護予防計画に基づきサービスの提供にあたる。

(利用定員)

第５条 事業所の利用定員は１８人とする。（共同生活住居毎に定員９人）

(予防共同生活介護の内容)

第６条 予防共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

(介護予防計画)

第７条 予防共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の職員と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した介護予防計画を個別に作成する。

- ２ 介護予防計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- ３ 介護予防計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- ４ 介護予防計画を作成した際には、当該介護予防計画を利用者に交付する。
- ５ 利用者に対し、介護予防計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- ６ 介護予防計画の作成後においても、常に介護予防計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護予防計画の変更を行う。
- ７ 介護予防計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(予防共同生活介護の利用料)

第８条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する予防共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該予防共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- ２ 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない予防共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、予防共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 次に掲げる費用については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 朝食 350 円、昼食 500 円、夕食 350 円

(2) 家賃 1,000 円 (日額)

(3) 光熱水費 1,200 円 (日額)

(4) 理美容代 実費負担

(5) 前各号に掲げるもののほか、予防共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。

5 予防共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名及び押印を受けるものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名及び押印を受けることとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない予防共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した予防共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 予防共同生活介護の対象は、要支援2の状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次に該当する者は対象から除かれる。

(1) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

(2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認ができない者。

(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

2 入居中に予防共同生活介護の対象から外れた場合は、速やかに退去するものとする。この場合、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 予防共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する予防共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、奥州市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する予防共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 利用者に対する予防共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 予防共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連

携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（身体拘束等の禁止）

第12条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、職員等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（衛生管理等）

第13条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

（苦情処理）

第14条 予防共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 予防共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所が提供した予防共同生活介護に関し、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下、「法」という。）第23条の規定により奥州市が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求めまたは当該奥州市の職員から質問もしくは照会に応じる。又、利用者又は家族からの苦情に関して奥州市が行う調査に協力するとともに、奥州市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した予防共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の

了解を得る。

（秘密の保持）

第 16 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む。）の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（運営推進会議）

第 17 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

（虐待の防止）

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （１）研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- （２）個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。
- （３）職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- （４）虐待等の発見時には、行政及び関係機関へ通報を行う。
- （５）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （６）前 5 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（感染症の発生・まん延の防止）

第 19 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 20 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する留意事項）

第 22 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （１）採用時研修 採用後 1 カ月以内
- （２）継続研修 随時

- (3) 認知症介護基礎研修 医療及び福祉関係の資格を有さない職員を対象として、受講させるための必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、予防共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月19日から施行し、改正後のグループホームじゅあんの園介護予防運営規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。